

事 務 連 絡  
令和2年(2020年)10月27日

各老人福祉施設・介護保険事業所管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課 施設 班 長  
介護保険班長

### 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）費補助金の申請について

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、国の令和2年度第二次補正予算において拡充された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」（①介護慰労金、②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、③在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、④在宅サービス事業所における環境整備への助成事業）について、原則、令和2年7月21日（火）から令和3年2月28日（日）を受付期間として、補助金交付申請の受付を行っているところですが、このたび、国から、①介護慰労金については、可能な限り年内を目途に支給するよう連絡がありました。

つきましては、①介護慰労金については、可能な限り11月中に申請していただきますよう、御協力をお願いします。

また、国民健康保険団体連合会（以下、国保連）の電子請求受付システムによりインターネット申請を行う場合において、申請書のExcelデータの不備により、システムによる受付が不能となり、翌月に再度申請を行っていただく事案が毎月複数発生しております。

仮に、令和3年2月申請分が受付不能となった場合、支給事務に支障を来すことから、国保連の電子請求受付システムによりインターネット申請を行うこととなっている事業者におかれましては、可能な限り令和3年1月31日（日）までに申請を行っていただきますよう、併せて御協力をお願いします。

### 記

- 1 県ホームページのURL（新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金特設ページ）  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13400/iroukin-sienkin/202007170001.html>

## 2 申請先・お問合せ先

	申請者の別	申請先 [申請方法]	お問合せ専用 TEL (県長寿社会課)
①	介護報酬の請求可能な事業所・施設等（以下の②から⑤除く）	国保連 [電子請求受付システム]	083-933-2856
②	国保連に登録されている口座が債権譲渡されている事業所・施設等	県長寿社会課 [メール]	
③	事業所が所在する都道府県以外の基準該当サービスのみを行う事業所		
④	市町村直営の事業所等で適当な勘定項目がないなど予算措置等の関係から代理受領が行えない事業所等		
⑤	有料老人ホームや養護・軽費老人ホーム等（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所に限る）、国保連に対して報酬請求を行っていない事業所		083-933-2858
⑥	事業所経由で申請することが困難な退職者等	県長寿社会課 [郵送]	083-933-2856